

大 和 市
新型インフルエンザ等
対策行動計画

大和市 健幸・スポーツ部 医療健康課

令和 8 年 3 月

目次

はじめに	- 3 -
【新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的】	- 3 -
【計画改定に至るこれまでの経緯】	- 3 -
【計画の位置付け】	- 3 -
【計画の見直し】	- 4 -
第1部 <総論> 新型インフルエンザ等対策の基本方針.....	- 5 -
第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針	- 5 -
第1節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	- 5 -
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本項目	- 5 -
第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項.....	- 7 -
第4節 対策推進のための役割分担.....	- 9 -
第2部 <各論> 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 -	12 -
第1章 実施体制.....	- 12 -
第1節 準備期	- 12 -
第2節 初動期	- 12 -
第3節 対応期	- 13 -
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 14 -
第1節 準備期	- 14 -
第2節 初動期	- 15 -
第3節 対応期	- 15 -

第3章 まん延防止	- 15 -
第1節 準備期	- 15 -
第2節 初動期	- 16 -
第4章 ワクチン.....	- 16 -
第1節 準備期	- 16 -
第2節 初動期	- 18 -
第3節 対応期	- 18 -
第5章 保健.....	- 21 -
第1節 対応期	- 21 -
第6章 物資.....	- 21 -
第1節 準備期	- 21 -
第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保	- 21 -
第1節 準備期	- 21 -
第2節 初動期	- 22 -
第3節 対応期	- 22 -

はじめに

【新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的】

2020年1月に国内で最初の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「新型コロナ」という。)の感染者が確認されて以降、大和市は、市民はもとより、国、県、医療関係者、事業者等と連携、協力し、一丸となって取組を進めてきた。

国においては、こうした新型コロナによるパンデミック下での対応を経て、明らかになった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すことを目的として、令和6年7月に、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)を全面改定した。

県においては、この政府行動計画の全面改定を受け、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図ることを目的として、令和7年3月に神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)を全面改定したところである。

そこで、本市においても、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)の規定により、県の計画が全面改定されたことを踏まえ、市民生活を脅かす次なる感染症危機の発生に備えた、万全の態勢を整備するため、大和市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)を全面改定するものである。

【計画改定に至るこれまでの経緯】

国では、平成17年(2005年)に政府行動計画を作成し、数次の改定を経て、令和6年7月には新型コロナ対応を踏まえた新たな行動計画に全面改定を行った。

神奈川県においては平成17年12月に最初の県行動計画を作成して以来、政府行動計画に合わせて改定を重ね、令和7年3月に令和6年7月の政府行動計画の改定を踏まえ、県行動計画の全面改定を行った。

本市においては、こうした国、県の動きを踏まえ、平成21年6月に「大和市危機管理基本方針」に基づく個別計画として市行動計画を作成した後、平成25年4月に施行された特措法により、市町村行動計画が法定計画となったことを受け、平成26年9月に同計画の改定を行った。

【計画の位置付け】

(1)法定計画としての位置付け

特措法第8条の規定による法定計画であり、大和市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すもので、政府行動計画及び県行動計画に基づく市町村行動計画に位置付けられる。

(2)大和市危機管理基本方針での位置付け

大和市危機管理基本方針(以下「危機管理基本方針」と言う。)に基づく個別計画として位置付ける。

【計画の見直し】

政府行動計画の改定等に基づき県行動計画が改定された際には、本計画の見直しを検討する。

第1部 <総論> 新型インフルエンザ等対策の基本方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

第1節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等の発生を予知することや、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内及び県内、市内への侵入を避けることは難しいことを前提とし、次に示す考えのもと行う。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - ・市内における感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制やワクチン接種体制整備のための時間を確保する。
 - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、必要に応じ医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにする等、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 市民生活や地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・感染拡大防止と社会活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活への影響を軽減する。
 - ・適切な感染対策等により、欠勤者等の数を減らすことで、地域経済の安定を確保する。
 - ・市民生活及び地域経済の安定に寄与する市の事業の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本項目

新型インフルエンザ等対策は、次の各号に示す政府行動計画における発生の段階や、状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の内容を示すものである。

市においては、国や県が発出する科学的知見等を踏まえ、以下に示す新型インフルエンザ等の発生前から流行が終息するまでの各期の段階に応じて、一連の流れを持った対策を実施する。(具体的な対策については、第2部の「各論」において記載する。)

(1) 準備期

発生前の段階は「準備期」と位置付ける。

準備期では、国、県、市町村、指定(地方)公共機関等がそれぞれの役割分担に基づき、医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンの受け入れ、輸送体制の整備、市民に対する啓発や業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行う。

(2) 初動期

国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階は「初動期」と位置付ける。(県行動計画では「初動期(A)」と位置付けられている)。

国においては、国内外に新型インフルエンザ等が発生したと認めた際には、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策本部(以下「政府対策本部」という。)が速やかに設置され¹、県においても、同法に基づく神奈川県新型インフルエンザ等対策本部(以下「県対策本部」という。)が、直ちに設置される²。

こうした状況を踏まえ、本市においても、大和市新型インフルエンザ等対策本部(以下「市対策本部」という。)の設置について検討する。

(3) 対応期

国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期(県行動計画では「対応期(B)」と位置付けられている)から、国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期(県行動計画では「対応期(C-1)」と位置付けられている)、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(県行動計画では「対応期(C-2)」と位置付けられている)、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(県行動計画では「対応期(D)」と位置付けられている)までは、「対応期」と位置付ける。

対応期においては、県知事から発せられる不要不急の外出自粛要請の市民への周知活動や公共施設の使用制限、ワクチン接種体制の整備等、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的としたそれぞれの対策を講ずるとともに、緊急事態宣言が発出された際には、直ちに特措法に基づく市対策本部を設置する³。

¹ 特措法第15条(政府対策本部の設置)

² 特措法第22条(都道府県対策本部の設置及び所掌事務)

³ 特措法第34条(市町村対策本部の設置及び所掌事務) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

なお、ワクチンや治療薬等による対応力の高まり、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等、状況の変化に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替え、必要性の低下した対策については、その縮小や中止を図る等の見直しを行い、最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

<時期区分のイメージ>

準備期	→ 初動期	→ 対応期			
発生前の段階	世界で発生した段階	国内での発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	国内で感染が拡大し、病原体の性状等に依りて対応する時期	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画及び関係機関等それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、国、県又は指定(地方)公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すこととし、次の各号に留意して実施する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要であることから、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となる DX の推進等を行う。

(2) 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者やその家族、医療機関等に対する誹謗中傷等の偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部及び県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は、国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第4節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び同会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 都道府県、市町村の役割

都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【都道府県】

都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関する的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、都道府県は、保健所を設置する市(以下「保健所設置市」という。)、感染症指定医療機関等で構成される都道府県連携協議会(神奈川県においては「神奈川県感染症対策協議会」をもってあてる。以下、同じ。)等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

【市町村】

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

なお、保健所設置市については、感染症法においては、まん延防止に関し、県に準じた役割を果たすことが求められていることから、保健所や検査体制等の対応能力について計画的に準備を行うとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

県と保健所設置市(以下「県等」という。)は、まん延防止等に関する協議を行い、新型インフルエンザ等の発生前から連携を図っておく。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び神奈川県感染症対策協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(4) 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(6) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(7) 個人の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2部 <各論> 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制⁴

第1節 準備期

(1) 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

(2) 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、市行動計画を作成・変更する。市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の養成等を行う。

(3) 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 国、県、市及び指定地方公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 国、県、市及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

第2節 初動期

(1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の対応

- ① 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、大和市危機管理基本方針に基づく連絡調整会議及び市対策本部を設置することを検討⁵し、新型インフルエンザ等対策に係る対応の準備を進める。
- ② 市は、必要に応じて、第1節(準備期)(2)を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

⁴ 特措法第8条第2項第1号(対策の総合的な推進に関する事項)及び第3号(対策を実施するための体制に関する事項)に対応する記載事項。発生段階ごとの実施体制を記載する。

⁵ 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である

(2) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援⁶を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する⁷ことを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

(1) 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

① 職員の派遣・応援への対応

ア 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、神奈川県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行⁸を要請する。

イ 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は神奈川県に対して応援を求める⁹。

② 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

(2) 緊急事態措置の検討等について

① 緊急事態宣言への対応

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する¹⁰。市は、市域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

(3) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

① 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する¹¹。

⁶ 特措法第 69 条（国等の負担）、第 69 条の 2 第 1 項（特別の交付金の交付）並びに第 70 条第 1 項及び第 2 項（国の財政上の措置等）

⁷ 特措法第 70 条の 2 第 1 項（起債の特例）。保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

⁸ 特措法第 26 条の 2 第 1 項（都道府県知事による代行）

⁹ 特措法第 26 条の 3 第 2 項及び第 26 条の 4（他の地方公共団体の長に対する応援の要求）

¹⁰ 特措法第 34 条第 1 項（市町村対策本部の設置及び所掌事務）

¹¹ 特措法第 37 条の規定により読み替えて準用する特措法第 25 条（都道府県対策本部の廃止）を市に読み替え。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション¹²

第1節 準備期

(1) 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

① 市における情報提供・共有について

市は、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及び第2章に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考に準備期から市民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、感染症危機発生時における有用な情報源として、市民からの認知度及び信頼度が一層向上するよう努める。

② 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や、市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。こうしたことを踏まえ、市は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県知事が必要と認める情報の提供を受けることがあるとされていることから、有事における円滑な連携のため、当該情報連携における具体的な手順等を、あらかじめ県と整理しておく。

<参考・県計画>

1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- ① 県は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて県民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、県民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、障害者、子ども、日本語能力が十分でない外国人等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。(健康医療局)
- ② 県として一体的かつ整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備するとともに、関係局がワンボイスで行う情報提供・共有の方法等を整理する。(健康医療局、関係局)
- ③ 県は、新型インフルエンザ等の発生時に、市町村や業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。(健康医療局)
- ④ 県等は、国が定める感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。(健康医療局)

¹² 特措法第8条第2項第2号イ（新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供）に対応する記載事項。準備期、初動期及び対応期の情報収集方法・提供方法を記載する。

③ 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を推進するとともに、国からの要請を受け、コールセンター等を設置する準備を進める。

第2節 初動期

(1) 情報提供・共有について

① 市における情報提供・共有について

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有及びリスクコミュニケーションを行う。

② 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して、県の求めに応じて、協力するとともに、県の発出する最新の情報を正確に把握する。

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

第3節 対応期

(1) 情報提供・共有について

① 市における情報提供・共有について

初動期に引き続き、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

② 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

初動期に引き続き、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して、県の求めに応じて、協力するとともに、県の発出する最新の情報を正確に把握する。

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

① 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

第3章 まん延防止¹³

第1節 準備期

(1) 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

¹³ 特措法第8条第2項第2号ロ（新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項）に対応する記載事項。市が実施するまん延防止措置を記載する。

また、自らの感染が疑われる場合は、県が整備する相談センター¹⁴に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

第2節 初動期

(1) 国内でのまん延防止対策の準備

市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行い、必要に応じて対応を実施する。

第4章 ワクチン¹⁵

第1節 準備期

(1) ワクチンの接種に必要な資材

市は、平時から政府行動計画の予防接種(ワクチン)に関するガイドライン(以下「政府ガイドライン」という。)で示されている「予防接種に必要な可能性のある資材」を参考に、予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

(2) ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、市内のワクチン配送事業者が国のワクチン供給に係るシステムへの事前登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

(3) 接種体制

① 接種体制構築の準備

市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制を想定し、必要な訓練を平時から行う。

② 特定接種

ア 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市町村の地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制を想定しておくことが求められる。

また市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者(住民生活・社会経済安定分野の事業者)に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう準備しておく。

イ 特定接種の対象となり得る職員について、厚生労働省宛てに人数を報告する。

¹⁴ 県行動計画第8章 1-1-1「県等は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備する。」

¹⁵ 特措法第8条第2項第2号ロ(住民に対する予防接種の実施)に対応する記載事項。住民への予防接種の実施の方法(実施場所・協力医療機関等)を記載する。

[参考 特措法より]

(特定接種)

第二十八条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

一 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であつて厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(第三項及び第四項において「登録事業者」という。)のこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。

二 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。

2 前項の規定による指示をする場合には、政府対策本部長は、予防接種の期間を指定するものとする。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による指示に基づき行う予防接種(以下この条及び第三十一条第三項において「特定接種」という。)及び第一項第一号の登録の実施に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は登録事業者その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

4 厚生労働大臣は、特定接種及び第一項第一号の登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、登録事業者、都道府県知事、市町村長及び各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)に対して、労務又は施設の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた登録事業者、都道府県知事及び市町村長は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。

5 (省略)

③ 住民接種

平時から以下、アからウまでのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

ア 市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る¹⁶。

イ 市は、円滑な接種の実施のため、全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

ウ 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

(4) 情報提供・共有

① 住民への対応

市は、定期的予防接種を通して、被接種者やその保護者(小児の場合)等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報を収集し、必要に応じたQ&A等を提供するなど、双方向的な取組を進める。

② 市における対応

市は、定期的予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。

③ 衛生部局以外の分野との連携

市の保健衛生所管部は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び介護・福祉所管部、教育委員会等との連携を進め、予防接種施策の推進に資する取り組みに努める。

¹⁶ 予防接種法第6条第3項。A類疾病が急速にまん延した際の臨時の予防接種に関する規定。

(5)DX の推進

- ① 市は接種勧奨を行う場合に、予防接種関係のシステムを活用して、対象者に通知できるように準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。
- ② 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう環境整備に取り組む。

第2節 初動期

(1)接種体制

- ① 接種体制の構築
市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。
- ② ワクチンの接種に必要な資材
市は、第4章第1節(1)において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。
- ③ 特定接種
接種には多くの医療従事者が必要となることから、市は、医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地域医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。
- ④ 住民接種
市は、接種を希望する市民が、速やかにワクチン接種を完了することができるよう、政府ガイドラインの内容を、医師会等の医療関係団体と共有し、実施に向けた体制を構築する。

第3節 対応期

(1) ワクチンや必要な資材の供給

- ① 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握するものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 市は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、各市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ③ 市は、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合に、それらを解消するための国の要請に従い、県を中心とした地域間の融通等に協力する。なお、供給の滞りや偏在等が、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、他の製品を活用すること等も含めた検討を行う。

(2) 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

① 特定接種

ア 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

② 住民接種

ア 予防接種体制の構築

a 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

b 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。

c 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材(副反応の発生に対応するためのものを含む。)等を確保する。

d 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適切な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

e 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。

f 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な方が接種を受けられるよう、市の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

イ 接種に関する情報提供・共有

a 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

b 市が行う接種勧奨については、接種対象者の電子媒体に通知するとともに、活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。

c 接種会場や接種開始日等について、電子媒体を用いて接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

ウ 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健福祉センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な方が接種を受けられるよう、市の介護保険所管部や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

エ 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

(3) 健康被害救済

- ① 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。
- ② 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、国の審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。
- ③ 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村となる。

(4) 情報提供・共有

- ① 市は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。
- ② 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行う。
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。
- ④ 市は、特定接種に係る対応について具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口(コールセンター等)の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。
- ⑤ 市は、住民接種の実施主体として、政府ガイドラインに示されている「接種時において予想される状況」を踏まえた上で、住民からの基本的な相談に応じる。

第5章 保健

第1節 対応期

(1) 主な対応業務の実施

- ① 市は、県が実施する健康観察に協力する。
- ② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

第6章 物資¹⁷

第1節 準備期

(1) 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する¹⁸。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる¹⁹。

- ② 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保²⁰

第1節 準備期

(1) 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関や庁内関係部署間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

(2) 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速かつ網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

¹⁷ 特措法第8条第2項第2号ハ(生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置)に対応する記載事項

¹⁸ 特措法第10条(物資及び資材の備蓄等)

¹⁹ 特措法第11条(災害対策基本法の規定による備蓄との関係)

²⁰ 特措法第8条第2項第2号ハ(生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置)に対応する記載事項

(3) 物資及び資材の備蓄

① 市は、第6章「物資」における第1節「準備期」で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する²¹。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる²²。

② 市は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

(4) 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

(5) 火葬体制の構築

市は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬が適切に実施できるよう調整を行うものとする。

第2節 初動期

(1) 遺体の火葬・安置

市は、県を通じた国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

(1) 市民生活の安定の確保を対象とした対応

① 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

② 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

③ 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限²³やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

²¹ 特措法第10条（物資及び資材の備蓄等）

²² 特措法第11条（災害対策基本法の規定による備蓄との関係）

²³ 特措法第45条第2項（感染を防止するための協力要請等）

④ 生活関連物資等の価格の安定等

ア 市は、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

イ 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民へ迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

ウ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。

エ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)その他の法令の規定に基づき、国や県の実施する措置や発出される要請等に応じ、適切に対処する²⁴。

⑤ 埋葬・火葬の特例等

ア 市は、県を通じた国からの要請を受けて、火葬場の管理者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。

イ 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努め、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

ウ 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力をを行う。

エ 市は、県を通じた国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

オ あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員を確保するとともに、必要に応じて死亡診断書及び死体検案書を作成する医師を確保する。

カ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

²⁴ 特措法第59条(生活関連物資等の価格の安定等)

キ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

(2) 地域経済活動の安定の確保を対象とした対応

① 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置、その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。